

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年6月11日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 452

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

677, 823

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

## 別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,516
姫路市	139,878
尼崎市	128,913
明石市	83,201
西宮市	132,120
洲本市	12,721
芦屋市	26,686
伊丹市	55,410
相生市	8,495
豊岡市	23,152
加古川市	73,809
たつの市	21,575
赤穂市	13,616
西脇市	11,500
宝塚市	64,587
三木市	22,033
高砂市	25,451
川西市	44,404
小野市	13,290
三田市	31,518
加西市	12,508
篠山市	11,824
養父市	6,890
丹波市	18,213
南あわじ市	13,538
朝来市	8,705
淡路市	12,763
宍粟市	10,889
加東市	10,891
猪名川町	8,604
多可町	6,031
稲美町	8,674
播磨町	9,463
神河町	3,316
市川町	3,580
福崎町	5,238
太子町	9,254
上郡町	4,403

佐用町	5,031
香美町	5,198
新温泉町	4,250